

市税は必ず納期限までに納付を

市税の滞納は納期限までに納税していただいている皆さんとの公平性を欠くだけでなく、福祉や教育などに使われるべき貴重な税金を有効に活用することができなくなります。また、滞納している本人の社会的信用も損なわれます。

滞納するとどうなるの？

法律では「督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納しないとき」は、「財産を差し押さえなければならない」と定められています(滞納処分)。

また、納期限の翌日から延滞金が計算され、滞納金額によって加算される場合があります。

督促状の発送 納期限を過ぎても納付がない場合は、20日以内に督促状を発送します。

財産調査 督促状などを送っても納付がない場合は、財産調査を行います。照会先は金融機関や勤務先、官公庁、取引先など多岐にわたります。

差し押さえ 財産調査で明らかになった不動産、預貯金、給与、年金、自動車、生命保険などの財産を差し押さえます。差押処分による社会的信用の失墜により、借入金の繰り上げ返済やクレジットカードの停止などの不利益が生じる場合があります。



公売予定の差押物件

差押財産の換価と充当 差し押さえた財産を現金に換え(換価)、滞納市税に充当します。

- 預貯金は、金融機関の口座預金から引き出します。
- 生命保険は、生命保険会社に対し解約手続きを行い、解約返戻金などを徴収します。
- 自動車や不動産、家財などの動産は、インターネット公売などを利用して売却します。

相談はお早めに

納付が困難だからといってそのまま放置していると、延滞金が発生し、負担が増えるだけでなく、滞納処分の対象となります。特別な事情などで納期限までに納めることができない場合は、早めに収税課までご相談ください。

滞納処分を強化

津市では滞納市税の解消のため、滞納処分を強化しています。平成28年度には2,038件の差し押さえを行い、約1億4,332万円を滞納市税に充てました。

休日相談・納付窓口を開設

お勤めなどの理由で平日に来庁できない人が、納付相談や納付をできるように、年4回、休日納付相談・納付窓口を開設しています。ぜひご利用ください。

これからの休日相談・納付窓口

とき 12月17日、来年3月18日

いずれも日曜日9時～16時

ところ 市本庁舎



納税あれこれQ&A

Q

勤めているため平日に納付できません。土・日曜日に納付できる場所はありますか？

A

コンビニエンスストア(バーコード記載の納付書に限る)や休日窓口を行う金融機関(休日窓口を行っているかは各金融機関にお問い合わせください)で納付できます。

市の施設では、アストプラザオフィス、久居駅前出張所で納付できます。

利用時間(年末年始を除く)

アストプラザオフィス

平日 8時30分～20時

土・日曜日、祝・休日 8時30分～17時

久居駅前出張所

平日 8時30分～21時

土・日曜日、祝・休日 8時30分～18時

※以上の施設では納付書は再発行できませんので、必ずお持ちください。また、納付相談や納付した市税の納税証明書の即日発行はできません。

Q

日曜日に催告センターというところから電話がかかってきました。市の関係機関ですか？

A

津市では、市税を納め忘れていない人へ電話で納税を呼び掛ける「津市納税催告センター」を民間へ委託して開設しています。こちらは平日の昼間だけでなく火・木曜日の夜間と月2回日曜日にも開設しています。なお、津市納税催告センターから口座を指定して振り込みを指示することはありません。不審な点がありましたら収税課までご連絡ください。